

# 指定管理者制度導入基本方針

---

平成24年1月

さしま環境管理事務組合

## 1. 指定管理者制度について

平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により、それまで、公共団体や公共的団体などに限定されていた公の施設の管理について、民間事業者を含むあらゆる団体による管理の代行ができることになりました。

従来より各自治体では、福祉施設、体育施設、美術館・ホール等の芸術文化施設などを公の施設として設置し、住民に様々なサービスを提供してきました。しかしながら、近年これらに相当する施設が民間においても設置され、利用者の満足度の高いサービスが提供されるとともに効率的に運用される状況にあります。同時に、住民ニーズも多様化し、公の施設で実施する事業自体も多様性、柔軟性、さらに専門性などが求められています。

こうした状況を背景として「公の施設に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上とコスト節減等を図ること」（平成15年7月総務省通知）を目的に指定管理者制度が創設されました。

## 2. 指定管理者制度導入の基本的な考え方

指定管理者制度の導入については、次の考え方により行うものとします。

- (1) 既存の直営施設については、職員配置や管理に要する経費などを勘案し、直営の必要があるかを点検し、導入の可否を検討することとします。

民間事業者などのノウハウにより住民サービスの向上や管理経費の効率的活用が期待できる施設については、積極的に制度の活用を図ります。

- (2) 今後設置する施設については、指定管理者制度による管理と運営の場合の住民サービス向上、また、経費節減とを勘案し、制度の積極的な導入に向け検討することとします。
- (3) 指定管理者の選定にあたっては、原則、公募を行うものとします。ただし、施設の管理運営上特別の事情がある場合は、この限りではありません。
- (4) 指定管理者の選定にあたっては、選定委員会を設け選定します。
- (5) 指定管理者の指定期間は5年を基本とし、各施設の管理運営状況などを考慮の上、施設ごとに定めるものとします。

### 3. 指定管理者選定の考え方

---

#### (1) 選定方法

##### ア 公募による選定

施設ごとに事業内容や運営に当たっての要件等を具体的に定め公募を行います。また、施設によっては、事業者から施設で実施する事業の企画やアイデア等を活かす提案型の公募方法も取り入れていきます。その結果、応募者から提出された事業計画書等を基に審査し、選定を行います。

##### イ 公募によらない選定

さしま環境管理事務組合（以下組合という。）公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、公の施設の設置目的から指定管理者となる事業者が限定される場合などは、公募によらない選定も可とします。なお、この場合においても、事業計画書等の提出を求め、審査した上で、選定を行います。

#### (2) 審査・選定基準

審査に当たっては、「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を総合的に評価した上で判断し、審査した上で指定管理者を選定することになります。各施設で行う事業は様々なため、以下のものを審査の共通項目とし、各項目の細目やその他必要な項目については施設ごとに設定していきます。

ア 施設の設置目的を達成する内容になっているか。

イ 利用者の平等な利用及びサービスの確保が図られるか。

ウ 施設管理に係る事業計画及び収支計画の妥当性。

エ 施設の管理を安定的に遂行する人的能力及び物的能力があるか。

オ 管理運営費の縮減が図れるか。

カ 個人情報適切に管理できるか。

キ 安全管理が確保されているか。

ク 現管理主体からの円滑な移管が図られるか。

(3) 評価・選定の手順

指定管理者を選定する手順としては、公募による場合、公募によらない場合のいずれも、審査・選定組織において指定管理者候補者の検討を行い、結果を管理者へ報告します。管理者は、議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者が決定されます。

(4) 評価・選定結果の公表について

評価・選定結果の概要については、公表するものとします。

#### 4. 指定手続き等に関する基本事項

---

(1) 条例の制定（改正）

事業者の申請方法、指定管理者の選定基準、施設の管理基準、業務の範囲などを組合の条例で定めます。

規定する内容は、施設の性質や実施する事業の内容などにより異なること、また、それぞれの設置条例で一貫性を持ってわかりやすく条項を整理するのが望ましいことなどから個別の施設の設置条例に、指定管理者制度の活用に必要な事項を規定することとします。（既設の施設の場合は改正）

(2) 管理業務の範囲

施設ごとに実施する事業を明確にし、指定管理者が行う管理業務の範囲を定めます。また、これに基づき、詳細な仕様を作成します。

(3) 指定期間

住民サービスの継続性と安定性を確保しながら、指定管理者が計画的な管理運営を行うことができるよう指定の期間は5年間を基本とし、施設の設定目的や性格等を考慮のうえ、施設ごとに定めるものとします。

(4) 個人情報保護

指定管理者が施設管理を通じて取得した個人情報は、適切な保護を図るため、個人情報の保護措置について、施設ごとに作成する協定に、個人情報の取り扱いの取り決めと事故が生じた場合の対応を定めます。

(5) 利用料金制度

施設の使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度については、利用料金制度を最大限活用することで利用者に対するサービスの向上や指定管理者のノウハウを発揮し経営努力を促すという観点から、導入可能なものについて、利用料金制度の活用を図ります。

(6) 指定管理者の継続的な評価

指定管理者による管理の実施状況については、当初の提案内容どおりに実施されたか、それにより適切な住民サービスが提供されているかなど事業報告の提出を求め、毎年度継続的に、第3者による評価を行っていきます。